

## お知らせ版

平成26年  
4月から  
変わります

## 70歳から74歳の人の 医療機関での窓口負担のお知らせ

平成26年4月から、新たに70歳になる人で所得区分が現役並み所得者以外の人の窓口負担が2割に変更になります。ただし、すでに70歳になっている人の窓口負担は1割から2割に変更される予定でしたが、引き続き1割に据え置かれます。

## 70歳から74歳の人の窓口負担

平成26年3月まで

**1割**

平成26年4月から

**1割**

平成26年3月31日以前に  
70歳に達した人  
(昭和19年4月1日までに生まれた人)

平成26年4月1日以降に  
70歳に達する人  
(昭和19年4月2日以降に生まれた人)

※現役並み所得者は、引き続き3  
割で継続されます。

\* 70歳になる誕生日の翌月の診療分から適用（1日生  
まれの人は誕生日の月から）。

これに伴い、平成26年4月から70歳から74歳の人の窓口負担は以下のとおりとなります。

| 所得区分    | 対象となる人   | 窓口負担                                 |
|---------|--|--------------------------------------|
| 一般      | 下記以外の人   | 昭和19年4月1日までに生まれた人<br>(すでに70歳になっている人) |
| 低所得者Ⅱ   | 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税<br>の人で、低所得Ⅰ以外の人         | 昭和19年4月2日以降に生まれた人<br>(新たに70歳になる人)    |
| 低所得者Ⅰ   | 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税<br>の人で、その世帯の所得が一定基準以下の人 | 3割                                   |
| 現役並み所得者 | 住民税課税所得が145万円以上の人と同じ世帯にいる人                     | 3割                                   |

(問い合わせ) 健康衛生課保険医療係 ☎(32)1139

## お知らせ

### ごみ処理手数料の改定

**家庭や事業所から人吉球磨クリーンプラザに直接持ち込まれるごみは、10kg当たり80円のごみ処理手数料を徴収（ただし、ごみ収集ステーションに出されたごみ、地域団体などによる集団回収と家庭から直接施設に持ち込まれる資源ごみは無料）していますが、燃料・電気料の高騰などで、ごみ処理経費は増加傾向にあることから、適正料金の見直しを行い、4月1日から改定することになりました。**

**※人吉球磨クリーンプラザでは、1tのごみを処理するため約4万7000円（10kg当たり473円）の経費が使われています。**

**■搬入できる日**  
月曜～金曜と日曜  
**■受付時間**  
午前8時30分～午後5時まで  
**■休場日**  
土曜、祝日、振替休日、12月31日～1月3日まで

| 改定前  | 改定後                           |
|--|-------------------------------|
| 4月1日から消費税が8%になることに伴い、狂犬病予防注射料金が改定されます。<br>1頭当たり..2500円<br>(平成26年3月31日まで) | 1頭当たり..2600円<br>(平成26年4月1日から) |

**※なお、平成26年度の狂犬病予防注射(集合注射)日程については、広報くまむら4**

**■問い合わせ**  
人吉球磨クリーンプラザ  
**（22）1414**

**■問い合わせ**  
健康衛生課生活環境係  
**（32）1139**

**■問い合わせ**  
人吉球磨クリーンプラザ  
**（32）1111**

| 区分                     | 現行<br>(3月31日まで) | 改定<br>(4月1日から) |
|------------------------|-----------------|----------------|
| ・家庭系一般廃棄物<br>・事業系一般廃棄物 | 10kg当たり80円      | 10kg当たり100円    |

(備考)  
10kg未満の搬入ごみは、10kgと計算します。

**■問い合わせ**  
健康衛生課生活環境係  
**（32）1139**

月号でお知らせします。

### 飼い犬の各種届出

犬を飼い始めたときなどは、役場へ届け出をしなければなりません。届け出をしていない人は、役場への届け出をしてください。

#### ○狂犬病予防法抜粋

第4条第1項 犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、犬の登録をしなければならない。

第4条第4項 犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地等を変更したときは、30日以内に届け出なければならない。

(参照：罰則規定)

| 届け出の種類                            | 必要なもの   |
|-----------------------------------|---|
| 犬の新規登録                            | 印鑑、手数料3,000円/1頭当たり                                |
| 犬の死亡                              | 印鑑、鑑札および狂犬病予防注射済票                                 |
| 飼い主および飼い主の住所変更<br>※村内から村内への異動     | 印鑑<br>※飼い主の変更の場合は、鑑札および狂犬病予防注射済票を新しい飼い主人へ渡してください。 |
| 犬の所在地の変更<br>※村内から村外への異動           | 印鑑<br>※交付された鑑札を持って異動先の市町村窓口へ行ってください。              |
| 犬の所在地の変更<br>※村外から村内への異動           | 印鑑、前所在地で交付された鑑札                                   |
| 狂犬病予防注射<br>※注射料金は役場に支払わなければなりません。 | 注射料金、動物病院からの証明書<br>狂犬病予防注射済票交付手数料500円/1頭当たり       |

## 球磨村議会議員一般選挙立候補予定者説明会

4月27日(日)を投票日として執行される球磨村議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。

**期日：3月27日(木)**

**時間：午前10時～**

**場所：球磨村コミュニティセンター「清流館」**

(問い合わせ)

球磨村選挙管理委員会  
**（32）1111**



# 4月 やまびこ号運行表&ふれあいサロン日程表

|         | 月   | 火<br>1  | 水<br>2   | 木<br>3  | 金<br>4                                   |
|---------|---|---|--|---|--|
| やまびこ号   |   |   |  | ●岡・浦野・板崎・<br>田頭 (9:00)<br>●馬場・中園 (9:40)             |  |
| ふれあいサロン |   |   |  |   |  |
|         | 7   | 8   | 9  | 10  | 11                                       |
| やまびこ号   |   | ●遠原・侯口 (9:00)<br>●每床・茂田 (9:15)                    |  | ●向琳・小谷・松本・<br>大瀬 (9:00)<br>●告・大坂間・淋・池下<br>(9:20)    |  |
| ふれあいサロン |   | ■ミドリ会 (渡多目的)<br>■毎床寿クラブ<br>(せせらぎ)                 | ■渡ニコニコ会<br>(渡多目的)<br>■住吉川内老人クラブ<br>(神瀬多目的)                   | ■鏡山長寿会<br>(立野分館)<br>■神瀬上区寿会・下区<br>老人クラブ (神瀬多<br>目的) | ■内布福寿会<br>(内布分館)<br>■清水川クラブ<br>(高沢集会所)   |
|         | 14  | 15  | 16   | 17  | 18                                       |
| やまびこ号   | ●内布 (9:00)<br>●小川・茶屋・舟戸・<br>椎屋 (9:10)   | ●境目・立野・糸原・<br>水篠 (9:00)                           | ●黑白・岳本・中渡・<br>日陰 (9:00)<br>●黄葉・中津・吐合・<br>中屋・野々原・橋詰<br>(9:15) | ●渡駅前・一王子・<br>レストラン石水・<br>地下 (9:00)                  |  |
| ふれあいサロン |   | ■大無田・松谷 (大無<br>田林業センター)<br>■親和会・庄本老人会<br>(せせらぎ)   | ■大槻地区<br>(大槻キャンプ場)<br>■渡西鶴亀会<br>(せせらぎ)                       | ■鵜口熊太郎会<br>(鵜口公民館)<br>■むつみ会 (せせらぎ)                  | ■那良川老人会<br>(那良口公民館)<br>■岳本鶴亀会<br>(岳本公民館) |
|         | 21  | 22  | 23   | 24  | 25                                       |
| やまびこ号   |   | ●鵜口・千津・大無田・<br>大久保 (9:00)<br>●松谷・那良・那良口<br>(9:15) |  | ●松舟・田代 (9:00)<br>●友尻・宮園・体育館前・<br>柳詰 (9:30)          |  |
| ふれあいサロン |   | ■ミドリ会 (渡多目的)<br>■毎床寿クラブ<br>(毎床公民館)                | ■渡ニコニコ会<br>(渡多目的)<br>■住吉川内老人クラブ<br>(神瀬多目的)                   | ■鏡山長寿会<br>(立野分館)<br>■神瀬上区寿会・下区<br>老人クラブ (神瀬多<br>目的) | ■内布福寿会<br>(内布分館)<br>■清水川クラブ<br>(高沢集会所)   |
|         | 28  | 29  | 30   |   |  |
| やまびこ号   | ●川島・楮木・多武除・<br>上部・伊高瀬・簾瀬<br>(9:00)<br>●大岩・日当・永椎・<br>四蔵・松野・上原・<br>木屋角 (9:15)<br>●神一・神二・堤岩戸・<br>和田・部 (9:25) |   | ●大槻・横井 (9:00)<br>●高沢・藏谷・沢見・<br>坂口 (9:20)                     |   |  |
| ふれあいサロン |   |   | ■渡西鶴亀会<br>(せせらぎ)   |   |  |